

ときわ動物園ロゴマークの使用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ときわ動物園ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する際に必要な手続きを定める。

（使用許可申請及び使用許可）

第2条 ロゴを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ宇部市長（以下「市長」という。）に「ときわ動物園ロゴマーク使用許可申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査結果を「ときわ動物園ロゴマーク使用許可書」（様式2。以下「使用許可書」という。）又は「ときわ公園ロゴタイプ使用不許可通知書」（様式2-2）により通知する。

3 市長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

（申請書の添付資料）

第3条 申請書にはロゴを使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。

（使用許可の期間）

第4条 ロゴの使用許可の期間は、許可日から1年間とする。

（使用許可の制限）

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しない。

- （1）ロゴを「ときわ動物園ロゴマーク使用マニュアル」に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
- （2）法令または公序良俗に反するとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
- （3）特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認めるとき。
- （4）その他市長がロゴの使用について適当でないと認めるとき。

（使用責任）

第6条 市長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、宇部市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、ロゴの使用に際して、故意または過失により宇部市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（使用許可の変更）

第7条 使用者は、許可事項に大きな変更が生じるときは、元の使用許可書と見本を添えて申請書を提出し、改めて使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し使用許可書により通知する。

（使用許可の撤回届）

第8条 使用者は、本件ロゴを使用する必要がなくなったときは、「ときわ動物園ロゴマーク使

用許可撤回届」(様式3)に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第9条 市長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。また、文書により許可の取り消しを通知する。

(1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。

(2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 宇部市は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 市長は、使用を許可したロゴの使用状況について、調査をすることができる。使用者は市長から要請を受けた場合は、ロゴの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第11条 市長は、ロゴの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第12条 ロゴの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にロゴを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。